

仕 様 書

1 業務名

薪ボイラー運転管理業務（その 2 1）

2 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで

3 業務場所

佐伯区湯来町大字和田 4 4 3 番地（「クアハウス湯の山」）

4 業務の目的

「クアハウス湯の山」の薪ボイラーを良好な状態に保ち、その円滑な運転を確保しながら、当該設備の適切な維持管理を行い、性能の維持を図るものである。

5 業務内容

(1) 薪ボイラー運転管理

ア 1 日の運転前に、薪ボイラーの中に残された灰を取り出し、適切に処分すること。

イ 薪ボイラーに焚き付け用の燃料を投入するなど、着火前の準備を行うこと。

ウ 1 日に複数回、含水率が低く、十分に乾いた薪のみをボイラーへ投入し、運転すること。薪の投入の際には、ボイラー内で空気を循環させること。

なお、1 日当たりの投入回数及び具体的な時刻については、必要に応じて、発注者と協議を行い、決定するものとする。

エ 常に煙の状況を注視し、白煙の発生が多いと認められる場合は、手動で(3)の装置を運転するとともに、必要に応じて、緊急停止の措置を講じ、近隣住民への影響を最小限に抑えるよう努めること。

オ ボイラー本体及び附属設備に異常が発生した場合は、速やかに発注者の指示を仰ぐこと。

カ 作業中は火気の取扱いに十分注意し、火事が発生することのないようにすること。

キ 最終の薪の投入は、1 日の作業を終える時間の 3 0 分前までに行うこと。

ク 薪の投入の合間でボイラー室及びその周辺の掃除を行うこと。

ケ 1 日の作業を終えた後は、電気系統をすべて消灯するとともに、確実に施錠と火の始末を確認した上で、「クアハウス湯の山」の受付で必ず挨拶してから、帰宅すること。

コ 「クアハウス湯の山」と密に連携を取って、作業すること。

サ 業務期間中の詳細な運転方法・時間等は、発注者と協議を行い、決定するものとする。

(2) 業務履行確認及びボイラー運転に係るデータの収集

本業務の実施状況について、1 日に 1 回、ボイラー管理の事務員が、日報等により確認を行うとともに、薪の投入に要した時間、投入した薪の量など、各種の必要なデータを収集すること。

(3) 排ガス再燃焼装置用燃料の調達及び運転

毎日、白煙を再燃焼させる装置の運転に必要な燃料の残量を確認し、オイルタンクの目盛りが4分の1を下回った場合は、燃料を調達するとともに、必要に応じて、当該装置の運転を行うこと。

6 実績報告書の提出

本業務の完了後、業務内容を実施した内容が確認できる資料を添えて、実績報告書(任意の様式)を提出すること。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と緊密な連携を取りながら進めるものとし、仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上で定めるものとする。
- (2) 受注者は、近隣住民の生活に支障が生じないよう、煙等の発生を抑えることに最大限配慮するものとする。

なお、作業時間中は「クアハウス湯の山」本館に面したシャッターを降ろし、近隣住民への騒音対策に配慮するものとする。
- (3) ボイラー室周辺における対人・対物事故に十分注意するものとする。特に、トラック又はフォークリフトを運転する際には、周囲をよく確認し、安全を確認してから操作をするものとする。
- (4) やむを得ず、作業時間中にボイラー室を離れる場合は、すべてのシャッターを降ろし、確実に施錠を行うなど、関係者以外が出入りしないように配慮するものとする。
- (5) トラックによる薪の積降しが完了した後、「クアハウス湯の山」敷地内に駐車する必要がある場合、必ず第三駐車場に駐車するものとする。
- (6) 受注者は、労働基準法、その他関係法令に従い、作業員の労務管理、敷地内の安全確保、並びに火災、盗難などの事故防止に努めるものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害はすべて受注者の責任において処理するものとする。
- (8) 当該業務に従事するすべての作業員について、労災保険に加入すること。
- (9) 受注者を被保険者とする施設管理者賠償責任保険に加入すること。